

小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

小野市緑の基本計画改定業務委託

(2) 業務の目的

平成9年3月に「小野市緑の基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定して以降、既に27年が経過している。そこで関連する法律や社会情勢が変化していることを受け、現行計画の見直しが必要となっている。

本件では、これらの背景を踏まえ、小野市緑の基本計画の改定を行うことで、今後の緑の意義やあり方を再認識し、より発展的な将来像が実現することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「小野市緑の基本計画改定業務委託仕様書」のとおり

2 見積限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査要領に基づき、小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と小野市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

5 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て（旧会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けた者は除く
- (3) 令和 7 年度小野市入札参加資格者名簿に登録されている者で「都市計画及び地方計画」または「造園」に登録があること。
- (4) プロポーザル募集要領公示の日から契約締結の日までにおいて、小野市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者
- (5) 単体の法人であって、業務を適切に遂行できる能力を有する者
- (6) 提案内容が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること
- (7) 次に掲げる項目に該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人
 - カ 小野市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される事業者は、公募型プロポーザルへの参加申込が必要である。なお、参加申込受付期間を過ぎての申し込みは受け付

けない。

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和7年9月25日(木)～令和7年10月14日(火)

※10月14日の消印有効

各日とも土・日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

ウ 提出先 〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531 番地

小野市地域振興部まちづくり課まちなみ景観係

電話：0794-63-2182

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 配置予定技術者届出書（様式4）

(3) 参加資格審査結果通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加申込書を提出した者について、担当部署において資格要件について書類審査を行い、参加資格審査結果通知書（様式5）を電子メールにて送付する。

なお、参加申込者の資格要件を満たしている者には、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を送付する。

7 質問及び回答

質問は、質問書（様式7）により提出すること。

(1) 受付期間 令和7年10月1日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法 持参又は電子メール

(送信先アドレス：matidukuri@city.ono.hyogo.jp)

電子メールによる場合は、必ず電話（0794-63-2182）により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、令和7年10月6日(月)までに小野市ホームページ (<http://www.city.ono.hyogo.jp/>) に掲載する。

8 企画提案書の作成

別途定める小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル企画提案書作成要領のとおり。

9 審査

別途定める小野市緑の基本計画改定業務委託プロポーザル審査要領のとおり。

1.0 審査結果

審査結果は、令和7年11月下旬に、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は開示請求があった場合には開示の対象となる。

1.1 プロポーザルの日程（予定）

日 程	内 容
令和7年9月25日(木)	募集要領の公告
令和7年10月1日(水)	質問書の提出締切
令和7年10月6日(月)	質問書への回答期限
令和7年10月14日(火)	参加申込書の提出締切
令和7年10月17日(金)	参加資格要件確認通知
令和7年11月10日(月)	企画提案書の提出締切
令和7年11月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年11月下旬	審査結果通知
令和7年11月下旬	契約締結
令和7年11月下旬	業務着手
令和8年3月31日(火)	業務完成、検査 (※延長を見込んでいる)

1.2 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図及び構造図の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属する。

なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずに提案書を無償で使用できるものとする。

1.3 その他

(1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式

任意)を提出すること。

- (2) 市は、業務受託候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次のアからエまでに該当した場合、参加者は失格になる。
 - ア 「5 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ その他本要領に違反すると認められる場合

1 4 問い合わせ先

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531 番地
小野市地域振興部まちづくり課まちなみ景観係 玉田
TEL : 0794-63-2182 FAX : 0794-63-2614
E-mail : matidukuri@city.ono.hyogo.jp